

地方公共団体の行財政改革の推進等 行政体制の整備についての意見

—地方分権改革の一層の推進による
自主・自立の地域社会をめざして—

(案)

平成 16 年 5 月 12 日
地方分権改革推進会議

議員定数については、我が国の総人口が2006年をピークに減少へと転じるとともに、地方も厳しい財政事情の下にあることを踏まえなければならない。他方、議会は住民の代表機関である以上、多様な住民意思の反映や議員の専門性向上のために一定規模の議員定数が必要である。これらを踏まえて、各地方公共団体の実情に応じて、議員定数の決定や議員の処遇に関する議会改革を推進することが必要である。

議員定数や報酬については、地域住民の総意により、自主的に決めるべきものである。この基本的な考え方立って、議会に関する経費の交付税措置の在り方について、例えば包括的に算入する等、地方における議員定数や報酬の決定に影響を与えないような仕組みを検討し、見直すことが必要である。

議会の組織制度・運営の在り方について、地方で自主的に決定できるようすべきである。このためには、地方における意識改革が必要であるとともに、臨時会の招集請求要件の緩和、一定の期間内に首長が招集しない場合における議長の招集権の容認、複数の常任委員会への所属、委員会の議案提出権の容認等、国による環境整備も必要である。

ウ 住民投票制度の論点

現行制度においては、議会を通じた間接民主制が基本であるが、直接民主主義の一環と考えられる住民投票の活用も、間接民主制の補完や住民自治の拡充の手段の一つと考えられる。

現在、個別施設の設置の可否、市町村合併等において、住民投票が行われている。このような住民投票は、住民意識の向上と民意のタイムリーな把握等、住民自治の拡充に役立つものと考えられる一方で、結論が安易な方向に流れたり、結果を覆すには再度の住民投票が必要ではないかとの問題もある。

今後、一般的な住民投票の制度的枠組み等の検討を深めるに当たっては、制度設計を国の法律で定めるか地方の条例に委ねるか、住民投票の発議における首長や議会の判断の余地をどの程度とするか、住民投票の対象事項をどうするか（限定列挙とするか、除外事項の列挙とするか。）、住民投票の結果に拘束力を持たせるか（法的拘束力を有するのか、諮詢的なものとするか、司法との関わりをどうするか。）、投票の成立要件をどうするか（投票率の下限、広範囲に



三重県議会議員 谷 哲央



かねの内値」としての「報酬」の金額はほんとうの根拠もなく決められてきたのである。

それで、昨年の暮れ、報酬の根拠を明確に示していくだけといひか、その根拠に基づく適正額を答申していく第三者機関を設置してはどうか提案をしたが、結論を得ないまま選挙となってしまった。

選挙が終り、若干の議論の末、「議員活動及び議会活動を支える議員報酬及び政務調査費の在り方について調査するため」との目的で全国都道府県としては初めてなる「調査会」が昨年の六月、議会座長には東大名誉教授である大森彌先生、法政大学の廣瀬先生や読売新聞本社

議員の報酬はいくぶん適切であるか、これはなかなか悩ましい問題である。しかも消費増税議論とともに、公務員改革や国会議員の定数削減、歳費の見直しが声高に叫ばれて

いる昨今、県議員の報酬や政務調査費に対する目は一段と厳しくを増していく。

それで改めて三重県議員の「報酬」がどのようにして決められてきたかを考えてみたが、どうもこれといった明確な「根拠」があつて決められてきたのではないか。

知事の附属機関である「特別職報酬審議会」の議事録を読み返してみても、あまり真剣に議論がされた形跡はない。人事、副知事などの報酬が決まった後、「副知事より多いのはいかがなものか」程度の認識と議論で一定の相場観が語られ、結局、近隣の同じような財政規模、人口規模の県議会との比較の中で「まあ、こんな程度でよい」と決められてきたのが事情である。

つまり、「三重県議員の職責を遂行

議員報酬の適正金額は

編集部員の青山さん、県内の経営者団体、労働団体の代表なども入っていただけ、県議会議員の報酬、政調費を検討するといふかつてない試みによるやわらかい顔ぶれが並んだ。

六千円も上回った

までのやうである。

関心を集めていた事柄であるだけ、翌朝のメディアはこの辺を大きく報道。農民のみならぬ厳しい批判的意見が議会に集中した。

この批判を大森先生は「増やせと言つていいのではなく、根拠に基づいて算出しだだけです」と馬耳東風。泰然自若の感を受け流しておられるが、ボールを投げ返された議会は、県民感情や県の財政事情を考慮に入れながら、などよりも議会と議員の「質」を直ら厳しく問い合わせる。その結果、第七回目となる調査会では、議員報酬に関する「中間報告」が発表され、その中で、議員は「住民によって直

接選舉」されるが故に他の特別職や一般

職人は異なる「公選職」であると同時に現行選挙法に基づく「有給職」であるとの認識が示された。

そして三重県議会は通常議会を近く年間140日間議会を開催していくのか、勤務実態は常勤とされ、その報酬は同じ「公選職」であり「有給職」である「知事」との比較で算出するといふが適切であると報告されたのである。

そのうえで一年間の議員活動の中のグレーバーを除いた「公的支援の対象となる活動」時間が知事の公務時間（朝、公舎を出で、夜、帰るまで）の約70%となるので、知事給与の七掛けが三重県議会の議員報酬の合理的水準であると結論付けたのである。

といふが驚いたふうに「知事給与の七割の報酬金額を答申通り実施する」現在の本則報酬を実に六万

